

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認
 める書類等を定める件についての具体例

左欄	中欄	右欄	具体例
規則第 1条第 2号	官公署から 発行され、又 は発給された 書類その他こ れに類する書 類であって、 行政手続にお ける特定の個 人を識別する ための番号の 利用等に関す る法律施行令 （平成26年 政令第155 号。以下「 令」という。） 第12条第1 項第1号に掲 げる書類に記 載された氏名 及び出生年月 日又は住所（ 以下「個人識 別事項」とい う。）が記載 され、かつ、 写真の表示そ の他の当該書 類に施された 措置によっ て、当該書類 の提示を行う 者が当該個人 識別事項によ り識別される 特定の個人と 同一の者であ ることを確認	1 税理士法施行 規則（昭和26 年大蔵省令第5 5号）第12条 に規定する税理 士証票（提示時 において有効な ものに限る。以 下「税理士証 票」という。）	税理士証票（提示時におい て有効なものに限る。）
		2 本人の写真の 表示のある身分 証明書等（学生 証又は法人若し くは官公署が発 行した身分証明 書若しくは資格 証明書をいう。 以下同じ。） で、個人識別事 項の記載がある もの（提示時 において有効な ものに限る。以 下「写真付身分 証明書等」と いう。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員 手帳、海技免状、狩猟・空 気銃所持許可証、宅地建物 取引士証（宅地建物取引主 任者証）、電気工事士免 状、無線従事者免許証、認 定電気工事従事者認定証、 特種電気工事資格者認定 証、耐空検査員の証、航空 従事者技能証明書、運航管 理者技能検定合格証明書、 動力車操縦者運転免許証、 教習資格認定証、検定合格 証（警備員に関する検定の 合格証）等） （提示時において有効なも のに限る。）
		3 戦傷病者手帳 その他官公署か ら発行又は発給 をされた本人の 写真の表示のあ る書類で、個人 識別事項の記載 があるもの（提	戦傷病者手帳（提示時にお いて有効なものに限る。）

<p>することができ るものとして 個人番号利用 事務実施者が 適当と認め るもの</p>	<p>示時において有 効なものに限 る。以下「写真 付公的書類」と いう。)</p>	
	<p>4 規則第2条第 1項柱書に規定 する個人番号利 用事務等実施者 が発行した書類 であって、識別 符号又は暗証符 号等による認証 により当該書類 に電磁的方法に より記録された 個人識別事項を 認識できるもの (提示時におい て有効なものに 限る。)</p>	
	<p>5 個人番号利用 事務等実施者が 過去に本人であ ることの確認を 行った上で個人 識別事項を印字 した書類であっ て、本人に対し て交付し、又は 送付したもの (当該書類を使 用して当該個人 番号利用事務等 実施者に対して 提出する場合に 限る。)</p>	<p>市から送付されるプレ印字 申告書 個人番号関係事務実施者か ら送付される個人識別事項 (氏名及び住所又は生年月 日)がプレ印字された書類</p>
<p>6 官公署又は個 人番号利用事務 実施者が過去に 本人であること の確認を行った 上で個人識別事 項を印字した書</p>	<p>手書き申告書等に添付され た未記入のプレ印字申告書</p>	

		類であって、本人に対して交付し、又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示し、又は提出する場合に限る。）	
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用者等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別の記載が限る。）	1 官公署又は個人番号利用者等実施者が発行し、又は発給した書類であって、個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	個人番号カード（裏面）
		2 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下	国外転出者に還付される個人番号カード

		<p>「還付された個人番号カード」という。)</p>	
<p>規則第2条第3項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>1 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>2 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>3 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提</p>	<p>学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし） （生活保護受給者証、恩給等の証書等）</p> <p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p> <p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳</p>

		<p>示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p>	
		<p>4 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</p>	<p>特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書） 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書</p>
<p>規則第2条第4項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等</p>

	申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等		
規則第2条第5項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等うちの複数の事項	契約番号 保険始期日（保険終期日） 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 口座番号
規則第2条第6項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	1 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

		<p>識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合</p>	
		<p>2 所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行うものが本人であることが明らかな場合</p>	<p>扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
		<p>3 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかなき。</p>	<p>継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
規則第3条第2号口前段	官公署又は個人番号利用者事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であ	1 個人番号カード	個人番号カード
		2 還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番号カード
		3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項	住民票の写し（個人番号が記載されたものに限る。）、住民票記載事項証明書（個人番号が記載され

	<p>って個人番号利用者等が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）</p>	<p>に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの</p>	<p>たものに限る。）</p>
		<p>4 官公署又は個人番号利用者等実施者が発行し、又は発給した書類であつて、個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p>	
		<p>5 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p>	<p>自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p>
<p>規則第3条第2号ロ後段</p>	<p>個人番号利用者等が適当と認める方法</p>	<p>個人番号利用者等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機に</p>	<p>規則第3条第2号ロ前段の項のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p>

		よる送信」という。)	
規則第3条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>1 地方税手続電子証明書（市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年坂戸市規則第39号）第2条第2項第2号に規定する電子証明書（同規則第4条第2項第1号に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（同規則第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p>	e L T A Xで認めている電子証明書（番号利用事務実施者のみ）
		<p>2 民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、か</p>	電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）

つ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。以下同様じ。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。

3 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。

身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信

4 個人番号関係事務実施者が本

番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で

		人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法	発行されるID及びパスワード
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用者等事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用者等事務等実施者と認められる書類	1 本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載のある提出書類
		2 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用者等事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他こ	1 税理士証票	税理士証票
		2 写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証

	<p>これに類する書類であって、第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人であることを認することができる個人番号利用者が認められるもの</p>	<p>写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）</p>	
		<p>3 写真付公的書類</p>	<p>戦傷病者手帳</p>
		<p>4 個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって、識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>	
<p>規則第7条第2項</p>	<p>登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者との関係を保証する書類その他これらに類する書類であって</p>	<p>1 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行された書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所所在地の記載があるもの</p>	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む。） ・印鑑登録証明書（提示時において有効なもの又は発行され、若しくは

	<p>人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）</p>	<p>（提示時において有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）</p>	<p>発給された日から6か月以内のものに限る。）</p>
		<p>2 地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものであって、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等</p>	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書 <p>（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。）</p>
<p>規則第9条第1項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認</p>	<p>1 写真なし身分証明書等</p>	<p>学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし） （生活保護受給者証、恩給等の証書等）</p>
		<p>2 地方税等の領収証書等</p>	<p>地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>
		<p>3 写真なし公的</p>	<p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本又</p>

	めるもの	書類	は抄本も可) 住民票の写し、住民票記載 事項証明書 母子健康手帳
		4 本人交付用税 務書類	特別徴収税額通知書（給与 所得の特別徴収税額通知 書、公的年金等の特別徴収 税額通知書） 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票（給与所得の源 泉徴収票、退職所得の源泉 徴収票、公的年金等の源泉 徴収票） 支払通知書（配当等とみな す金額に関する支払通知 書、オープン型証券投資信 託収益の分配の支払通知 書、上場株式配当等の支払 通知書） 特定口座年間取引報告書
規則第 9条第 3項	本人及び代 理人しか知り 得ない事項そ の他の個人番 号利用事務実 施者が適当と 認める事項	本人と代理人の 関係及び個人番号 利用事務等実施者 により各人別に付 された番号、本人 との取引や給付等 を行う場合におい て使用している金 融機関の口座番号 （本人名義に限 る。）、証券番 号、直近の取引年 月日等の取引固有 の情報等のうちの 複数の事項	契約番号 保険始期日（保険終期日） 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 口座番号
規則第 9条第 4項	令第12条 第3項第1号 に掲げる書類 に記載されて いる個人識別 事項により識 別される特定 の個人と同一	1 雇用契約成立 時等に本人であ ることの確認を 行っている雇用 関係その他これ に準ずる関係に ある者であっ て、知覚するこ	雇用関係にある者から個人 番号の提供を受ける場合 で、その者を対面で確認す ることによって本人の代理 人であることが確認できる 場合

の者であること
とが明らかで
あると個人番
号利用事務実
施者が認める
場合

と等により、本
人の代理人とし
て個人番号を提
供する者が令第
12条第3項第
1号に掲げる書
類に記載されて
いる個人識別事
項により識別さ
れる特定の個人
と同一の者であ
ること（以下
「個人番号の提
供を行う者が本
人の代理人であ
ること」とい
う。）が明らか
な場合

2 扶養親族等であ
って、知覚する
こと等により、
個人番号の提
供を行う者が
本人の代理人で
あることが明ら
かな場合

扶養親族等から個人番号の
提供を受ける場合で、その
者を対面で確認すること
によって本人の代理人である
ことが確認できる場合

3 過去に本人で
あることの確認
を行っている同
一の者から継続
して個人番号の
提供を受ける場
合であって、知
覚すること等
により、個人番
号の提供を行う
者が本人の代理
人であることが
明らかなきとき。

継続取引を行っている者か
ら個人番号の提供を受ける
場合で、その者を対面で確
認することによって本人の
代理人であることが確認で
きる場合

4 代理人が法人
であって、過去
に個人番号利用
事務等実施者に
対し規則第7条

過去に実存確認をしている
場合（法人の場合）

		第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかでない場合	
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用者等事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用者等事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	1 官公署又は個人番号利用者等事務等実施者が発行し、又は発給した書類であって、個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
		2 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		3 還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番号カード
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けるとその個人番号利用者等事務実施者が適当と認める方法	1 本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること。	委任状（税務代理権限証書）のデータの送信
		2 本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること。	本人の利用者IDを入力した上での送信
規則第10条	代理人に係る署名用電子	1 代理人に係る署名用電子証明	代理人の署名用電子証明書

第 2 号	<p>証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信をその個人事務適方法</p>	<p>書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。</p>	
		<p>2 代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p>	<p>代理人の e L T A X で認めている電子証明書（番号利用事務実施者のみ）</p>
		<p>3 代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p>	<p>代理人の電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）</p>
		<p>4 代理人が法人</p>	<p>法人代理人の電子証明書</p>

		<p>である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p>	<p>（商業登記認証局が発行する電子証明書）</p>
	<p>5 個人番号関係事務実施者が本人であることを確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p>		<p>番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード</p>
	<p>6 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対して一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示</p>		<p>代理人の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券）（提示時において有効なものに限る。）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p>

(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。

7 本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提

下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」)
・登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む。)
・印鑑登録証明書

		<p>示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。)</p>	
	<p>8 本人の代理人（当該代理人に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認することができる。)</p>	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証するイメージデータの送信（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・ 納税証明書 	
	<p>9 本人の代理人</p>		<p>税理士法人又は通知弁護士</p>

（当該代理人
が税理士法第
48条の2に
規定する税
理士法人又
は同法第5
1条第3項
の規定によ
り通知して
いる弁護士
法人（以下
「税理士法
人等」とい
う。）の場
合に限る。）
に所属する
税理士又は
同条第1項
の規定によ
り通知して
いる弁護士
（以下「税
理士等」と
いう。）か
ら個人番号
の提供を受け
る場合には
、当該税理
士等に係る
署名用電子
証明書及び
当該署名用
電子証明書
により確認
される電子
署名が行わ
れた当該提
供に係る情
報を、当該
代理人又は
当該税理士
等に通知し
た識別符号
及び暗証符
号を入力し
て送信を受
ける方法（
同法第2条
第1項の事
務に関し提
供を受ける
場合に限る。
）

法人に所属
している税
理士又は通
知弁護士に
係る署名用
電子証明書
並びに利用
者ID及び暗
証番号の入
力

10 本人の代
理人（当該
代理人が税
理士法人等
の場合に限
る。）に所
属す

税理士法人
又は通知弁
護士に所属
している税
理士又は通
知弁護士に
係るeLTAX
で認めてい
る電子証明
書並びに利
用者ID及び

		<p>る税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>	<p>暗証番号の入力</p>
<p>規則第10条第3号ロ前段</p>	<p>官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他書類に類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>1 本人の個人番号カード</p> <p>2 本人の還付された個人番号カード</p> <p>3 本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの</p> <p>4 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行し、又は発給した書類であって、本人の個人番号及び個人識別事項の記載が</p>	<p>（本人の）個人番号カード</p> <p>（本人の）国外転出者に還付される個人番号カード</p> <p>（本人の）住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）</p>

		あるもの	
		5 本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
規則第10条第3号ロ後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。	規則第10条第3号ロ前段の項の書類のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信